

岩手県告示第367号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年3月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北都建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根前野178番地2
 - ウ 代表者の氏名 高橋哲雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第458号
 - (3) 処分の内容 建築一式工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年2月16日付けで建築一式工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年12月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 丸栄建築
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市本通り三丁目1番25号
 - ウ 代表者の氏名 伊藤榮
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第466号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年12月17日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年3月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社北信電業社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市黒川9地割22番1
 - ウ 代表者の氏名 村上一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第1072号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年3月8日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年2月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 大森建設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市川又字宇登97
 - ウ 代表者の氏名 大森繁
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-2）第2431号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年2月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設

工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日 令和3年3月8日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 成和建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市金矢第4地割52番地1
 - ウ 代表者の氏名 小田島佐智子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第2515号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年3月5日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 令和3年3月11日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 吉田工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市天神堂第32地割25番地2
 - ウ 代表者の氏名 吉田克三
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第5181号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年2月19日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 令和3年2月26日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社上森合工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市菓子1476番地4
 - ウ 代表者の氏名 上森合京子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第7636号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年2月24日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 8 (1) 処分をした年月日 令和3年3月11日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 十文字工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市石切所字穴牛88番地1
 - ウ 代表者の氏名 十文字勉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第7982号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年3月10日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 令和3年3月31日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 見年代左官工業
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町中野第3地割20番地10

- ウ 代表者の氏名 見年代茂男
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第9442号
- (3) 処分の内容 左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年3月31日付けで左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 令和3年3月31日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 小岩井農産株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町丸谷地36番地1
- ウ 代表者の氏名 鈴木武義
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-2）第20421号
- (3) 処分の内容 土工事業、とび・土工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年3月31日付けで土工事業、とび・土工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 令和3年3月22日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 東北化学工業株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中央通一丁目1番23号
- ウ 代表者の氏名 佐々木勇
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第20673号
- (3) 処分の内容 土工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年3月19日付けで土工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 令和3年3月5日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社セイシン
- イ 主たる営業所の所在地 北上市二子町宿西90番地
- ウ 代表者の氏名 及川誠
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第50300号
- (3) 処分の内容 とび・土工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年3月1日付けでとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 令和3年3月5日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社エースホーム
- イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野18地割129番地7
- ウ 代表者の氏名 樋口昭利
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第50312号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年3月1日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

5号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 令和3年3月17日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 今野興業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字下権現堂105番地12

ウ 代表者の氏名 今野學

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第90060号

(3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年3月15日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 令和3年3月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社NEXROW

イ 主たる営業所の所在地 宮古市大通二丁目7番3号

ウ 代表者の氏名 山口安彦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第120174号

(3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年3月30日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 令和3年2月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 池田建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字諏訪前42番地22

ウ 代表者の氏名 池田鉄竜

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-28)第4103号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年2月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 令和3年3月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 まるたつ株式会社

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字善蔵敷133番地14

ウ 代表者の氏名 熊谷智文

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-2)第7703号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年3月2日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。